

第2次愛媛県男女共同参画計画(中間改定)の概要

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年5月に第1次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。その後、国の動向(新たな基本計画の策定等)や社会経済環境の状況等を踏まえ、平成23年3月に、平成32年度を目標年度とする第2次愛媛県男女共同参画計画を策定しました。

そして、平成27年度には、第2次計画期間の中間となることから、国第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、中間改定を行いました。

なお、中間改定に当たっては、同年制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」や同法に基づく基本方針を踏まえ、県が策定することができる県域内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性活躍推進計画」という。)を一体的に整備しました。

○ 第2次計画(中間改定)の概要

1 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を發揮する社会
一男女共同参画社会の実現を目指しますー
(テーマ)
～媛の国から始まる、自分らしさを活かせる社会づくり～

2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画
- (3) 県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画
- (4) 県民、事業者における家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努める指針及び職業生活における女性の活躍を推進するための指針
- (5) 市町における男女共同参画基本法及び女性活躍推進法に基づき、実情に応じて策定する市町計画及び施策の指針

3 計画の期間

初年度を平成23年度、目標年度を平成32年度とする10年間です。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況等に応じて、適宜見直しを行います。

平成27年度の中間改定は、期間の後半の平成28年度から32年度までの5年間にについて見直しを行ったものです。

4 計画の構成

愛媛県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び女性活躍推進法第6条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

(詳細:次ページ参照)